

## 第2編 標準町村監査基準

(平成19年1月23日)

この標準町村監査基準は、各町村の監査委員が実施する各町村の監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）について一般に公正妥当と認められたところを帰納要約した原則であり、各町村の監査委員は各町村の監査基準を作成する場合の指針とすべきものである。

### 第1章 総則

(目的)

**第1条** この基準は、地方自治法（以下「法」という。）及び地方公営企業法（以下「公企法」という。）の規定に基づいて監査委員が行う監査等の実施に関し、必要な事項を定めるとともに、議会及び町村長若しくは関係する行政委員会等（以下「町村長等」という。）並びに外部監査人との関係を明確にすることを目的とする。

#### 第1節 一般基準

(基本方針)

**第2条** 監査委員は、公正で合理的かつ能率的な町村の行政運営確保のため、違法、不当の指摘にとどまらず、指導に重点を置いて監査等を実施し、もって町村行財政の適法性、効率性、有用性の増進に努めるものとする。

(監査委員の使命)

**第3条** 監査委員は、法令により定められた権限に基づいて、町村の財務に関する事務の執行及び町村の経営に係る事業の管理又は町村の事務若しくは法定受託事務（地方自治法施行令第140条の5に定める事務を除く。）の執行（以下「事務事業の執行」という。）について監査

## 別項 監査等の着眼点

着 眼 点	関 係 法 令
<p><b>第1 財務事務監査の着眼点</b></p> <p>1 共通的事項</p> <p>(1) 予算の執行</p> <p>ア 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。</p> <p>イ 予算計画に対する実績は妥当であるか。</p> <p>ウ 総計予算主義の原則は守られているか。</p> <p>エ 予算の執行は適正な権限者が行いその手続は適正か。また、執行の専決権限委譲の手続は適正か。</p> <p>オ 会計区分、年度区分及び予算科目を誤って執行しているものはないか。</p> <p>カ 継続費、繰越明許費（建設改良費）の繰越扱い、使用手続に誤りはないか。</p> <p>キ 債務負担行為及び公営企業における棚卸資産の購入は、予算に定められた限度内でなされているか。</p> <p>ク 収支の振替及び更正手続は適正に行われているか。</p> <p>ケ 弾力条項の適用、事故繰越し等の理由、</p>	<p>法2⑭令150 地財法4公企令18</p> <p>法210</p> <p>法149、152、153、 180の2、180の7、 220 令150 公企法9、13、13 の2</p> <p>法208、209 令142、143 公企法19、20 公企令9～16、26</p> <p>法212、213 令145、146 公企法26 公企令18の2、19</p> <p>法214、215 公企令17、17の2</p> <p>法218④、220</p>

着 眼 点	関 係 法 令
<p>されているか。また、その運用状況からみて基金額は適切か。</p> <p>オ 収支の記録は正確か。また、収支の計算に誤りはないか。</p> <p>カ その他基金に属する財産の管理は適正か。</p>	
<p><b>第2 経営に係る事業管理監査の着眼点</b></p>	
<p>1 事業管理</p>	
<p>(1) 事業の目的は明確になっているか。</p>	
<p>(2) 事業は住民の福祉の増進に役立っているか。</p>	<p>法2⑭</p>
<p>(3) 事業は、経済性を十分考慮されているか。</p>	<p>法2⑭ 地財法4</p>
<p>(4) 公営企業については、企業の経済性を発揮するとともに公共の福祉を増進するように運営されているか。</p>	<p>公企法3</p>
<p>(5) 事業の規模は適正か。</p>	
<p>(6) 事業収支は、事業目的に照らし、適切か。</p>	
<p>(7) 事業は効率的かつ計画的に執行されているか。</p>	
<p>(8) 当面必要としない事業が実施されていないか。</p>	
<p>(9) 関係機関との連絡調整及び各種手続は適正に行われているか。</p>	<p>法138の3②</p>
<p>2 組織管理</p>	
<p>(1) 機構組織に事業運営上不合理な点はないか。</p>	<p>法2⑮</p>
<p>(2) 機構組織は、事業目的に適合しているか。</p>	<p>法138の3</p>
<p>(3) 内部けん制組織は整備され有効に機能して</p>	

着 眼 点	関 係 法 令
<p>地・建物の所有権移転登記は行われているか。また、受益権証書は返還を受けているか。</p>	
<p>4 公の施設の指定管理者監査</p>	<p>法199⑦</p>
<p>(1) 所管部課関係</p>	
<p>ア 公の施設の管理を行わせている団体の指定は、法令、条例等に根拠をおいているか。</p>	<p>法244の2③</p>
<p>(ア) 指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は条例に規定されているか。</p>	<p>法244の2④</p>
<p>(イ) 利用料金制を採用している場合、条例に規定されているか。また、指定管理者が利用料金を定める場合、利用料金は合理的なものになっているか。その承認の手續は適正かつ迅速に行われているか。</p>	<p>法244の2⑧⑨</p>
<p>イ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。</p>	<p>法244の2④⑤⑥ 法244の2⑥</p>
<p>(ア) 指定管理者に管理を行わせる施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定期間等について、議会の議決を経ているか。</p>	
<p>(イ) 指定にあたって、学識経験者等の意見等を聴いているか（条例等で義務付けている場合）。</p>	
<p>(ウ) その他指定の手續は、法令に基づき適正に行われているか。</p>	
<p>ウ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。</p>	<p>法234、232の3</p>

着 眼 点	関 係 法 令
<p>券の出納は常時チェックされているか。</p> <p><b>第8 決算審査の着眼点</b></p> <p>1 一般会計及び特別会計（公営企業会計を除く。）</p> <p>(1) 形式審査</p> <p>ア 歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書（以下「決算書等」という。）の様式は法令で定める様式を基準として作成されているか。</p> <p>イ 決算書等の計数は正確か。</p> <p>ウ 歳入歳出決算書及び同事項別明細書の科目及び予算計上額は予算書及び同事項別明細書と一致しているか。</p> <p>エ 決算書等の計数は会計管理者及び各予算管理部課の帳簿と一致しているか。</p> <p>(ア) 歳入歳出決算書、同事項別明細書及び実質収支に関する調書の計数は各予算管理部課保管の歳入・歳出予算差引簿と一致しているか。</p> <p>(イ) 財産に関する調書の計数は会計管理者及び各予算管理部課保管の公有財産台帳等と一致しているか。</p> <p>オ 歳入歳出決算額は証拠書類と一致しているか。</p> <p>カ 歳入歳出差引残額又は歳入不足額は適正に処理されているか。</p> <p>キ 翌年度繰越額は繰越計算書の金額と一致しているか。</p>	<p>法233①②③⑤ 令166 則16、16の2</p> <p>法211 令144</p> <p>令166</p> <p>法233の2 令166の2</p> <p>法212、213、220 ③</p>

## 第5編 書式例(直接請求・住民監査請求による監査)

### I 直接請求による監査（地方自治法第75条）

#### 1 手 続 一 覧

手続事項	行為者	適用	根拠法令
	行為の時期・期限		
(1)請求代表者証明書の交付申請	請求代表者	・請求の要旨（千字以内）等を記載した事務監査請求書を添えて、文書（申請書）で請求代表者証明書の交付申請を監査委員に対し行う。	令99 (令 91①準用)
(2)請求代表者証明書の交付			
①請求代表者の選挙人名簿登録の有無の確認	監査委員 申請を受理したとき	・監査委員は、請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかを選挙管理委員会に照会確認する。	令99 (令 91②準用)
②請求代表者証明書の交付及び交付の告示	監査委員 確認の通知を受けたとき	・選挙人名簿に登録されていれば、請求代表者に請求代表者証明書を交付し、この旨告示する。 ・証明書交付の際、申請書に添付の請求書を請求代表者に返付する。	令99 (令 91②準用)
(3)署名の収集			
①署名簿の作成	請求代表者	・署名簿は、請求書（又は写）、請求代表者証明書（又は写）、委任したときは、委任状を添付して作製する。	令99 (令 92①準用)
②署名収集の委任及びその届出	請求代表者 委任したとき	・請求代表者は、選挙権を有する者に署名の収集を委任したときは監査委員及び選挙管理委員会に届出をする。	令99 (令 92②③準用)